

美作市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 7 月 28 日付けで提出された市長からの監査要求について、同規定に基づき市の事務の執行に関する監査を実施したのもので同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を同条第 10 項の規定に基づく意見を添えて公表する。

なお、報告書内及びその資料内の個人名、事業所名等についてはプライバシー保護の関係上非公開とする。

平成 27 年 5 月 21 日

美作市監査委員	窪	田	功
同	高	田	修平
同	松	本	妙子
同	安	本	博則

美作監査 第 2 1 号
平成 2 7 年 5 月 2 1 日

美作市長 萩原 誠司 様
美作市議会議長 山本 雅彦 様

美作市監査委員 窪田 功
同 高田 修平
同 松本 妙子
同 安本 博則

美作市東谷上及び真殿地内における立木売買契約に関する
事務の監査要求に対する監査結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 6 項の規定に基づき、美作秘書第 3 6 2 号（平成 2 6 年 7 月 2 8 日）により美作市長から監査委員に対し要求された「美作市東谷上及び真殿地内における立木売買契約等に関する事務」に関する監査結果を実施しました。

つきましては、同法第 1 9 9 条第 9 項の規定に基づき報告するとともに、同条第 1 0 項の規定に基づく意見を添えて別添のとおり監査結果報告書を提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規定により、その旨の通知願います。

監査結果報告書

地方自治法第199条第6項の規定に基づき、美作秘書第362号（平成26年7月28日）により美作市長から要求された「美作市東谷上及び真殿地内における立木売買契約等に関する事務」に関する監査結果を、次のとおり報告します。

第1 監査要求の内容

- ① 平成23年5月16日付けの立木売買契約変更契約書の有効性
- ② 変更契約金額を1,000万円とした根拠
- ③ 契約により代金の納入は納入通知書より2週間以内に全額支払うこととなっているが、その期日が守られていないことについて
- ④ 当該契約について、市が損害を被っているか

第2 監査要求の理由

美作市東谷上及び真殿地内における立木売買契約について、当初は議会の議決を得て、契約を締結しているが、平成23年5月16日に交わされた、立木売買変更契約については、議会の議決を得ていない。議決を得ない変更契約についての有効性が担保されなければ、その後の立木の伐採について、違法性が生じてくるのではないか。

市が行う公共事業の透明性を確保するため、変更契約のプロセス等に不備がなかったか確認されたい。

また、変更契約額を1,000万円に減額したことについて、地籍や材積の減少割合との整合性がとれていない。どのように金額を確定したのか、明確にされたい。

契約書によると代金の支払い方法は、市が発行する納入通知書により2週間以内に全額支払う、とされているが、期日内に支払われていない。そのことに対する買主の責任はどうなるのか確認されたい。

以上のように本契約における事業の執行について、不明瞭な点が多く見受けられるが、この度の事業執行において、市が損害を被っていないか確認されたい。

第3 今回監査した事項

市が平成22年6月28日に議決により締結した立木売買契約書の契約内容から平成23年5月16日の変更契約に至る過程における契約事務、契約に関連する美作市の業務管理執行状況を監査した。

第4 監査の実施期間

平成26年7月28日から平成27年5月19日まで

第5 監査の方法

監査に当たっては、地方自治法199条第1項の規定により財務に関する事務の執行について、財産管理を担当する総務部管財課及び経済部農林業振興課から関係書類及び関係情報の提出を求めたほか関係職員の事情徴収を行った。

契約の変更等における重要な事項については、議会会議録並びに産業建設委員会会議録及び経済部農林業振興課からの資料が提出・提供され、他の書類等と併せて事実確認が可能であると判断し、基本的にはこれらの調査をもって代えることとして経過を調査(資料1)したが、岩崎元総務部長及び中西元田園観光部長については事情説明を受け、また契約による保安林伐採区域等の現地調査も実施した。

第6 監査の結果

1. 平成23年5月16日付けの立木売買契約変更契約書の有効性について「変更契約は議会議決を受けていない。」について

(1) 本件「立木売買仮契約書」(資料2)の契約額は2,500万円であり、「美作市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条において「法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、上限価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のもにに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。」に該当するものとして、6月定例議会追加議案(議案第95号)として提出し議決(平成22年6月28日)されている。

(2) 「立木売買契約変更契約書」(資料3)により立木売買金額は2,500万円から1,000万円と大幅な減額であるが、議会運営実務提要(議会運営実務研究会)において、「契約に当たっての議会の議決は、当該契約の可否を議決するものであるが、議会の議決は条例に定める金額以上の場合に限るものであり、変更契約の時点において条例に規定する金額に達しなくなった場合には、更に議会の議決を得る必要はないものである。」とされている。

したがって監査要求理由である「平成23年5月16日締結の立木売買

契約変更契約書は議会議決を受けていない。」ことに関しては、議会の議決を要しないものであり、手続きに瑕疵はなく違法ではない。

(3) しかしながら大幅な面積減少と変更額も当初より60%も大幅減少していること、及び当初の提案説明の不十分さも認められること等から議会説明は必要と考えられる中で、「真殿・東谷の森林整備について」を協議事項として産業建設委員会（平成23年1月12日）が開催され、その報告の内容は第6の2(1)に記述しているとおりである。

(4) なお、変更契約以前の問題として付言しておく、【 A 】と当初仮契約を平成22年6月25日に随意契約により締結しているが、随意契約によることができる場合は、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定により次に掲げる場合に限られている。

- ① 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- ③ 省
- ④ 省
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ⑧ 省
- ⑨ 省

今回の随意契約は、6月定例議会（平成22年6月28日）における提案説明から判断して上記施行令第6号及び同7号の規定に基づくものと解されるが、契約過程における関係文書上、随意契約適用条項、随意契約理由等の記載がされていない。

さらに、随意契約締結に当たって美作市契約規則第27条第1項（現行規

則第52条第1項)により「随意契約を締結しようとするときは、契約条項設計書、仕様書、その他見積りに必要な事項を示して、2人以上から見積書を徴しなければならない。」と規定されているが、当契約者から見積書さえ徴求している事実が確認できない。これを徴しなくてもよい理由に美作市契約規則第27条第3項第5号(現行規則第52条第4項第5号)に「前各号に掲げるもののほか、市長がその契約の性質上見積書を徴する必要がないと認めるとき。」の規定があるが、随意契約において見積書を徴求することは「金額の妥当性を検討し、業務の遂行の適正を担保する」ために不可欠の重要な手続きであり、市の重要な保安林である行政財産の処分である以上、見積書を徴する必要がない理由には適合しないものとする。

以上のことから仮契約締結過程において、不明瞭、不適切な執行であり、疑義が生じ、契約の経済性、公平性、透明性が確保されていないものと言える。

2. 変更契約金額を1,000万円とした根拠について

「変更契約のプロセス等に不備がなかったか確認されたい。」「変更契約額を1,000万円に減額したことについて、地籍や材積の減少割合との整合性がとれていない。どのように金額を確定したのか、明確にされたい。」について

- (1) 経過として、産業建設委員会(平成23年1月12日)において、昨日業者の側から基本的には袴ヶ仙を実施して、東谷の方は辞退したいという申し入れがあった旨報告がされた。

またその中で【 A 】が下請け業者【 B 】と交わした東谷の売買契約書に美作市が売却していない土地(東谷1610-3・1610-46)が含まれていたことが判明し、契約破棄を求めた結果、平成22年12月13日付けで契約を解除させるに至りこれを確認した。こうした中で、「新たな買い手が見つからない中、全部を白紙に戻すと3~4年どころでなく、山の再生に着手できないという懸念もあり、袴ヶ仙の森林整備が目的であることから、できる所から先行して行くため、【 A 】が現地確認し、提示した当初契約の2,500万円の内、東谷1,500万円を控除した真殿1,000万円の変更契約とした。今後東谷の森林整備は、市内業者に発注する方向で行く」旨報告されている。

- (2) 当初契約時における2,500万円の積算根拠については、22年6月定例議会の提案説明において、安東元市長は「真殿大井谷及び東谷上本谷

の山林を売ってほしいとの要望があり、今回の売却の申入れ金額を岡山県森林組合連合会に相談し、現場の視察を実施した結果立木価格低迷状況の現在、無理な金額と言えないこと、また入札によっても買い手が多くある木とも言い切れないという見解で、業者とも金額の交渉を重ね今回の金額が適正であると考え。」と説明している。

また、皆木元副市長は「業者が提示した金額で真殿については、木の質も良くなく搬出経路も長くて、反80本として30町歩を掛けて約1,000万円、1本当たり約500円ちょっと足らずとなり、東谷については、木の質が良く20町歩、19町歩ある中で1,500万円1本当たり1,000円を超えたあたりとなる。杉、桧の差については現在の市場価格の中では銘木でない限り5、60年までは余り価格差はなく、30年未満は全く価値がないと意見は一致していた。」と説明している。

「材積については森林台帳から面積を勘案して設定している。また、1本1本の毎木調査をすれば、ほとんど経費が出ないどころか下手をすれば赤字になる。」と岩崎元総務部長の説明もされている。

- (3) このことから変更契約額を1,000万円に減額したことと、地籍・材積の減少割合の整合性については、上記(2)の説明理由に記載したとおり、東谷、真殿について個別に金額が積算されているものの東谷と真殿の積算根拠は同一でなく、毎木調査も実施していない状況下で面積も概算であることから、積算根拠の整合性を求めることには無理を生じ、金額の積算も不明瞭であったといえる。

そうした過程の中で、変更契約決裁伺いにおいて記載すべき変更理由及び積算根拠が記載されていない等、事務処理過程における不備も認められた。これらについては、今後このようなことが生じないように、適正な事務処理を徹底されたい。

- (4) また、本件随意契約締結上の問題として市は、資力、信用、技術、経験及び能力等を熟知し、随意契約相手にしても問題ないと判断して業者選定したのか、【 A 】は宅地、建物・取引業等の仲介業者であり、立木を施業伐採する業者ではないことは平成22年10月15日の契約事項の確認書にも記載しているとおりであり、承知したうえでの契約である。

同確認書によると、一切のトラブルは【 A 】が責任をもって解決し、売却していない場所を伐採した場合は故意として判断し10,000㎡につき500万円を支払うことを確約するものとし、伐採施行計画策

定のため実際の立木伐採業者を伴って来庁するよう確認書を送付している。その後、平成23年5月16日の変更契約締結において、立木を伐採する業者（【 C 】）を丙として加え、三者で覚書を締結している。

しかしながら、平成22年6月25日の当初仮契約時において、立木伐採業者の把握確認ができないまま仲介業者と契約締結してきたことは、随意契約の基礎的調査が不十分であったといわざるを得ない。

対象土地の特定は売買の基本ともいえる最重要確認事項であり、事前調査を十分に行っていれば、上記（1）【 A 】と【 B 】の売買契約に市と締結した売買契約該当以外の土地が含まれていたことは容易に判明できた事項である。このことから美作市と契約相手先【 A 】及び施業業者との契約事項の確認不足等により事業執行に混乱と遅滞を招いたものと思われる。

3. 契約により代金の納入は納入通知書より2週間以内に全額支払うこととなっているが、その期日が守られていないことについて

「契約書によると代金の支払い方法は市の発行する納入通知書により2週間以内に全額支払うと、されているが、期日内に支払われていない。そのことに対する買主の責任はどうか確認されたい。」

（1）議会議決（平成22年6月28日）により、本契約となった契約書第2条においては、「2,500万円を甲（美作市）が発行する納入通知書により2週間以内に全額を支払う。」とされているが、納付書の発行はされていない。いかなる理由により請求されなかったのか、納付書が未発行となっていることには疑義があるが買主にはその責任はないと思料する。

（2）立木売買契約変更契約（平成23年5月16日）締結においては、当日付けで平成23年5月30日を期限とする1,000万円の納入通知書を発行し、市の口座には平成23年6月6日の納入となっているが、調査の結果、【 A 】から平成23年5月27日に西兵庫信用金庫一宮支店に納付されていることを納入通知書により確認した。実質納付日と指定金融機関（株）中国銀行林野支店の納入日とに差異が生じているが、このことについては、納入通知書等の関連書類が郵送により到達後確認作業が行われることによるもので、延滞日数には算入されない。したがって実質期日内に納付されており、納入期日は守られていることから、延滞金も発生しない正当な納付がなされていたといえる。

なお、契約書の作成は美作市契約規則第30条（現行規則第56条）に

より「市長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項は、省略することができる。」とされ、同条第9号において「履行遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害賠償金」条項が規定されている。

今回の立木売買契約による契約金は納入通知書により納付されるものであり、遅延による延滞金条項は契約の性質上、省略できるものではないと解する。しかしながら本契約書において、契約の解除に伴う違約金は当初契約書第6条に記述されているが、遅延に係る条項は記述されていないことから今後契約内容をより適正にされることを求める。

4. 当該契約について、市が損害を被っているか

「本契約における事業の執行について、不明瞭な点が多く見受けられるが、この度の事業執行において、市が損害を被っていないか確認されたい。」

- (1) 平成22年6月28日議会において、安東元市長等は随意契約により県外業者を選定した理由として、「今の市場価格を調査した段階では、この価格で売れる保証はなく、競売をすることで価格が下がる心配もあって、今回提案の金額が適切であると考えたものである。」、また「集中豪雨による災害や地球温暖化防止、そして森林が持つ災害防止、農作物への獣害を考えると、広葉樹林の必要性を痛感し、売却代金をこれらの費用に充当する。」と述べているが、その対象区域が保安林であり、保安林指定目的は河川の上流域にある森林等が有する利水機能等により、河川の流量を調節することで、洪水の防止、水資源の確保を行う森林法第25条第1項第1号に規定される「水源の涵養」を目的とした保安林であることから、市においては公共目的に供する行政財産として管理していく責任がある。

そのような中で、今回の針葉樹林から広葉樹林へ転換し森林整備を行う目的も、今回の変更契約（平成23年5月16日）のやむなくに至ったことから森林整備が大幅に縮小となったことは否めず、その点損害を受けたことは事実であり、更に間伐届出区域が植樹計画もないまま、ほぼ皆伐に近い状態で伐採されており、間伐の要件を著しく逸脱したものとなっており、これらの広大な面積の植樹の必要性、防災上においても早急な対策を講じる必要があることから、それに要する費用は直ちに算出することは難しいが甚大で、多額の被害を被ったものといえる。

なお、市側の責任度合いも勘案の上適切に対処されるべきと考える。

(2) また、県に提出した保安林内立木伐採許可申請書（平成22年9月28日付け美作農業第913号）は、東谷上1608番1他1筆、真殿2502番他9筆、伐採の方法は皆伐、伐採する立木の樹種及び年樹は、杉、桧50～60年、伐採面積は49.2755ha、伐採期間は許可後から3年間としたものである。

上記申請は森林法第34条1項の規定により申請されたものであるが、伐採面積について森林法施行規則第55条において、伐採年度ごとに皆伐することができる1箇所当たりの面積は20haを超えない範囲内において、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案してするものと規定されている。

しかしながら、市の当初提出した許可申請において県の指摘事項で下記①にも記述するが、伐採は実施年度毎に申請すべき事項であるにも関わらず3年間でまとめた49ha余りのものであり、これは森林法違反は明らかであり当該申請事務が、法令、規則等に基づき適正に行われてなく不当かつ不適切な事務処理と言わざるを得ない。

このことから関係法令の研鑽不足と、県との事前協議も行われていないことが伺え、結果として森林整備事業の混乱と遅延を招くことになり、業務遂行にも支障を来しているのが現状である。

以下にその過程を述べることとする。

① この当初申請について

- ア. 県からの事務連絡「保安林伐採許可申請について(照会)」(平成22年10月13日付)において、真殿2453、2454、2455番の3筆は市等の要望により治山事業で平成15、18年度に本数調整伐、平成19、20、21年度には改植工を実施した区域で保安林の公益的機能を確保するため、指定施業要件の伐採種を択伐として市の同意書(保安林指定施業要件変更同意書)の提出を受けており皆伐はできず択伐すべき区画である。今回皆伐の申請を行う考え方の相違等について、当市の見解を求められたこと
- イ. 「保安林伐採許可申請に係る補正について」(同日付け美作局農第3-1095号)において、県は保安林伐採許可制度は各年度末までの伐採面積により可否を判断することとなっている。しかるに本件申請は3年間の総量でしか記載されていないため、本年度末までに伐採する区域、面積、樹種、林齢とすること。伐採が4月以降になる場合は本件申請を取り下げ平成23年2月に再度申請すること。許可の適否は1箇所ごとに判定するため真殿と東谷上それぞれ箇所別に面積を明らかにするこ

と。及び標準伐採期齢に達していない区域、伐採跡地面積、植栽予定時期を記載すること

等の補正を求められるに至った。

- ② このことに対し、市の「事務連絡に対する回答」（平成22年12月10日付け美作秘書第609号）において、「伐採計画は伐採業者が決定後速やかに提出し、申請補正で対応すると決定していた。」また、「県の指摘する3筆についての択伐同意は、平成20年1月11日に起案し提出した。しかし県からは平成21年4月10日付けで農林水産大臣に提出した写しが送付されたが、実際は平成22年7月になって、本市がこの筆を含む伐採計画を知って慌てて農林省に送付した形跡がある。なぜ2年間も放置したのか説明願いたい。このことから本市が皆伐申請書を提出した時点では、この該当地番は国では皆伐可能となっていたのは事実である。」と回答していることから、県との行政事務連絡等における調整機能が不十分であったことが伺える。

- ③ 以上のことから市は、「保安林伐採施行計画書作成・提出の通告と契約解除について」（平成22年12月17日付け美作管財第420号）をもって【 A 】に対し、平成23年1月11日までに「保安林伐採計画書」を市に提出するよう求め、期限までにできない場合は本契約を解除すると通知している。

内容については県の補正指導を受け、上記(2)－①について平成22年10月20日に平成22年10月25日までに補正申請しなければ却下となるとして【 A 】と協議した。しかし期日までに補正申請はできない故をもって、申請書を取り下げることにより決定し、「保安林伐採許可申請取り下げ書」（平成22年10月22日付け美作農業第1008号）を県に提出した。【 A 】に対しては、「次回の平成23年2月の申請に向け、実際に伐採する業者を市に紹介し、保安林伐採請負契約の写し及び伐採施行計画書を提出すること。保安林改良事業を行った真殿3筆については皆伐出来ないので択伐としその範囲を決定すること。」を通知し、県もこれを確認するとしている。

また、【 A 】に対しては「本契約に定めていない事項については覚書（契約書第11条）を作成すること。申請書の提出期限は平成23年2月であるが、平成22年11月末までに保安林伐採施行計画書を市に提出のこと。これを受けて市が年度ごとに作成し提出する申請書の基礎となるものである。」と説明し、本計画は農作物の獣害を防ぐため、針葉樹

から広葉樹に転換するための契約であり、広葉樹の植栽が急務となっていること等を内容証明郵便において通知している。

- ④ 上記の経過からして、市の関係法令等の研鑽不足による計画書の不備により、県から補正が求められ、保安林伐採許可申請取下げ書の提出等により混乱が生じたことは、事業計画の遂行があまりにも性急で、事前の調査も内部における協議、検討も不十分であったほか、県と市の間での相互に生じていた不信感の解消に向け、県との調整なども不適切であったと言わざるを得ない。

以上のことから【 A 】等側の損害評価をすることは容易ではないと考える。

- ⑤ また、契約手続き上における関係法令の熟知と遵守、施業計画の適正な執行を確保するための立会い、工程の管理等に努め施行業者等に対し必要な指示が的確にできていたかについては疑義のあるところである。

第7 監査意見

今回の保安林立木売買契約について、事業執行上、契約書どおりに適正に履行されているかを適切に照合確認をするとともに、期待された成果を得ることができたかを評価することが重要である。このことに鑑み以下当初売買契約並びに変更契約において疑義等が生じている箇所が下記のとおり見受けられるので指摘する。

1. 当初保安林立木売買契約並びに変更契約において、真殿2503-1番(0.1049ha)が含まれているが、【 A 】と伐採業者(【 C 】)との立木売買契約書(平成22年6月15日)に記載がなく、結果的に保安林立木伐採申請もされることなく未伐採になったものと認められる。

真殿2502番他3筆についても2.9678haを皆伐として保安林内立木伐採許可申請(平成24年2月27日付け美作農業第1360号)を行い保安林内立木伐採許可決定通知(平成24年3月26日付け岡山県指令美作局農第3-449号)を受け、保安林内立木伐採完了届出書(平成25年6月20日付け美作農業第423号)で伐採面積2.8596haを報告しているが、市有林伐採等整理表には1.7001haと記載されており、完了届書と差異が生じ、県の指摘により変更届(平成25年10月17日付け美作農業第957号)を提出することとなる等事務処理の不適切が見受けられる。また、2504番1.155haについては施業実績はなく未伐採となっている。

2. また、真殿2453, 2454, 2455番については治山事業で保安林改良事業を行い択伐となっているため皆伐はできない旨【 A 】に通知(平成22年10月20日)している。間伐届け出先である市に対しては、間伐方法は単木とし、真殿2453, 2455番については平成24年10月19日(6.27ha)、平成25年4月1日(10.28ha)、真殿2454番については平成26年3月12日(5.43ha)に、間伐合計面積は21.98haとする保安林内間伐届書を提出している。

この届け出は森林法34条の3第1項の規定による当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内においての間伐の届け出である。

なお、森林法施行令では、立木の材積の10分の3.5を超えないものであって、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積を超えないものとされている。

しかし、上記間伐地においては、伐採効率の故か業者において集中的に伐採(実測面積は13.4844ha)され、一部立木が確認されるものの上記施行令の範囲を逸脱した皆伐に等しい現況と判断されることから、到底施業要件に適合した間伐とは認められないものである。

一方、市は変更契約時における覚書第2条第2項の中で間伐の方法については指定するとしているが、どのような指示がなされたのか不明であり、また県の指摘もある中でこのような状況に至った一因として、現場の管理、監督責任に疑義も残るところである。まして、間伐区域は植栽する義務もないことから、当然植栽計画もなく、一部ボランティアによる植栽もみられるが、防災上においても早急な対策を講じる必要がある。

上記1及び2のことから、保安林立木売買契約の伐採契約面積が上記2の間伐区域を含め、変更契約における地籍30ha(資料4)を確保しているが、保安林立木伐採申請において間伐面積が全体の73%を占め、皆伐に近い現状から法令上義務は生じないが植栽を必要とする面積は大幅に増加するものと考えられる中、第6の4(1)にも述べているが、今回の契約は売買が目的でなく、針葉樹林から広葉樹林へ転換し森林整備を行うことであった以上、このまま伐採が履行されないとすれば植栽も更に遅れ将来的には災害、獣害対策に不安を残すこととなり、このままでは所期の目的達成ができなくなると判断されるので対応方検討されたい。

3. 変更契約による伐採は真殿2502他計10筆の保安林で、地籍は57.

7955haの内30ha、本数24,000本、材積10,124m³とされている。しかしながら、美作市真殿地内市有林伐採等整理表(資料5)において照合した結果、真殿2503-1(変更契約後伐採許可未申請)、2504番は許可決定を受けたにも関わらず未伐採で伐採許可合計面積は8.0154haであるが伐採実測面積においては、6.7477haであり、治山事業における間伐区域の伐採実測面積13.4844haを加えても20.2321haに留まり、計画に対しては実に67.4%と低い実施率となっている。

また、伐採本数については実績本数が報告されていない中で、第6の2(2)の根拠説明により反80本とした場合、上記の伐採実測面積で積算すると202.321(反)×80(本)=約16,185本となり、契約本数から32.5%も減少し、契約金額積算により換算すると1本当たり416.7円で約674万円となる。これに伴い売買本数、材積がともに減少し、変更の必要性が生じるものと考えられるが、変更契約に至らないのは、立木変更契約書第1条第2項による「樹種、材積、本数、樹令等について、物件目録の記載と現況が異なる場合には、現況が優先するものとし、第2条の売買代金は現行の立木に対する売買代金とする。」等を適用したものと解する。

契約にあった規模まで施業が行えていない状況は明らかで、森林整備の目的が獣害を防ぐための針葉樹から広葉樹に転換する事業の売買契約であった以上、未伐採区域が多く残されている現状から、今後更に実施計画を定め広葉樹の植栽の推進を図る必要性について専門家を交えて検討されるべきと考える。

4. 立木売買契約変更契約書において立木(桧及び杉)の樹齢は50年生以上57年生以下、本数約24,000本で契約を締結しているが、真殿2502他3筆の県への保安林内立木伐採許可申請(平成24年2月27日付け美作農業第1360号)においては、樹齢は60年生で申請され、保安林内立木伐採完了届出書(平成25年6月20日美作農業第423号)に至っては樹齢61年生となっていることから、このような整合性の保たれていない杜撰な取り運びの中で、立木売買契約書どおりの伐採が適正に施行されたのか疑義があり、また、契約時における事前調査も不適切であったと言わざるを得ないことは誠に遺憾である。
5. 変更契約において立木伐採による材積は約10,124m³となっているが、平成24年度における伐採については、真殿2502番他3筆2.9678ha、伐採期間は平成24年4月1日から平成25年3月31日とする保安林立木伐採許可申請を平成24年2月27日に提出し、県の許可決定を平成2

4年3月26日に受け、平成25年6月20日に保安林立木伐採完了届（伐採面積2.8596ha、平成25年10月17日に完了届の変更により実質1.7001ha）を提出している。伐採による材積量は算出されていないが、平成24年度一般会計決算書、財産に関する調書（2）山林における立木の推定蓄積量における減少分は、わずか25m³となっている。

また、前年度（平成23年度）においては、立木の推定蓄積量は10,502m³の減少となっており、年度相違が想定されることから、事業の執行状況をいかに把握してきたのか、甚だ疑問であり、また決算における財産状況の正確な把握はいかに重要なものかを再認識し、より確実な行政事務を執行されたい。

なお、平成26年8月23日美作監査第45号により指摘したことでもあるが、本件においても情報の管理と実態把握があまりにも不十分と言わざるを得ないので改められたい。

6. また、本件のみならず平成27年2月25日付け美作監査第121号でも指摘したとおり担当部署に限らず幹部においても法令の研鑽不足や怠慢も露呈しており、こうした杜撰な執行体制では不測事態の招来も危惧されるので、速やかに組織的な改善策を講じ、今後においてはこのようなことのないよう改められたい。

7. 本件杜撰な計画に基づく売買契約への取り運びと、その後における執行管理の不備については、関係職員にも責任があると認められるので、関係法令や規程等に従い、適切に措置されたい。

しかし本契約を独断的かつ主導的に進めてきた安東元市長ら幹部の責任は、より重いものがあると認めるので、職員の間責及び賠償関係に当たっては、留意されたい。

8. また3者間で取り交わした覚書(平成23年5月16日締結)第6条にも関わらず、伐採残さが放置されている現地の状況等を見たとき、大雨等によるこの流出をも一因とした二次災害の発生も懸念されることから、覚書締結の相手側及び県との協議の上、撤去等による未然防止措置の必要を認める。

9. 【 A 】及び【 C 】についても、森林法など刑事的な責任はもちろん、民事責任も存すると認めるので、関係職員等からその顛末書を徴するとともに事実関係を精査し、関係書類を整えた上、顧問弁護士等の意見を求め対処するよう勧告する。

そのためにも、既に風化現象等も見受けられるので市において直ちに証拠保全、森林法違反容疑で告発等の措置を検討されたい。

10. 伐採後の現状を見たとき、伐採根の腐食もこれから進展し、それに伴う表土の流出等も容易に推定できることから、このまま放置したのでは不測災害の発生も想定され、その場合においては市の管理責任も問われかねないものと判断する。

よって、森林法施行規則第55条の規定にも照らし、不測事態の適切な未然防止策について、地形や土壌等専門的な知見から判断できる者になるべく速やかに調査依頼するよう特に勧告する。

また、異常発生の兆候がないかなどのパトロールの必要性も認められるので要員配置等の体制整備を図られたい。

11. 植樹義務の履行上、獣害対策が何よりも必要となるが、育樹の困難性も含め対処地の大半が広大な保安林であることにも鑑み、岡山県及び美作県民局との意思疎通を図った上、林野庁にも指導等を要請することとし、より専門的なアドバイスや予算措置等をも仰ぎながら対処されるべきと考えるので、検討されたい。

12. なお、全国的規模で募った「美作市どんぐりの森基金」応募者への対応についても、情報提供するなどの対応についても配慮されたい。

市議会に対する意見書

本件財産処分案件については、平成22年6月28日、定例会の最終日に即決案件として緊急提案され、当日、賛成多数をもって原案通り可決されているが、次期定例会やその後における経過を見たとき、市民から負託を受けている議会として反省・検討されるべき課題があると認められるので、下記のとおり意見を述べることにする。

記

本件財産処分案件は、提案説明でも明らかなように、単なる財産処分案件ではなく、「針葉樹から広葉樹への転換を図るという森林整備手法によって、獣害対策を目指す」ことを主目的とするという、未だ定説もない試行的な施策案件であったほか、隠れた観光資源の開発をも包含する、さらには基金募集を含むボランティアに呼びかけての植樹構想など、不確かなものとは言え「至って政策的な提案」であった。

単なる売却案件ならいざ知らず、こうした広大な構想を含む案件だという気づきと認識があれば、そしてその植樹計画の困難性、あるいは急斜面伐採に伴う災害発生リスク、さらには伐採後におけるそれらリスクを克服するために要する必要労働力や経費問題などのトータルリスク管理等に思いを巡らせば、とても緊急提案・即決案件として議会運営委員会が認め、また市議会としても、即日可決などできるはずがなく、随契理由も売却価格根拠も薄弱な中、会期延長か、継続審議扱いにされてしかるべき事件ではなかったかと思料する。

このことは、平成22年9月議会における一般質問に対して安東元市長は、「山の整備の必要性を説明して、費用とか面積とか、、、答弁させていただいております。そして議決されたんですよ。その日の即決案件も、時間がないならば議員が議決を伸ばしゃあえんでしょう。議員の力でできるんですよ。納得されたから、質疑応答がなくなって議長が採決されたものです。、今さらあれこれと、、、。」と答弁し、一旦議決したものを後で議員が問題化するの、議会は何のための質疑だったのか、議決とは何ぞやということになるなどと答弁していることからもうかがえるところである。

清算を決めている旧東栗倉工房株式会社への4,500万円もの出資金支出

など、過去何件かの即決案件にもみられるように、こうした議会審議のあり方にも問題があると考えるので、過去の類似議決事例の結果について検証し、議会審議のあり方について、幸い議会改革特別委員会が設置されてもいるので、検討・協議されるよう要望する。

平成27年5月21日

美作市監査委員	窪	田	功
同	高	田	修平
同	松	本	妙子
同	安	本	博則